

答 申

第1 審査会の結論

七ヶ浜町代表監査委員の公文書不開示決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、情報公開条例（平成28年七ヶ浜町条例第19号。以下「条例」という。）第5条の規定により、七ヶ浜町代表監査委員（以下「実施機関」という。）に対し、令和2年7月31日付けで、「2019年度（令和元年度）決算審査資料」について開示の請求を行った。実施機関は、開示請求に対応する公文書として、「令和元年度決算審査資料」を令和2年8月18日、個人情報の記載のある部分を除き部分開示決定をし、開示した。
- 2 本請求をうけた時期及び部分開示決定の時期は、地方自治法第233条第2項に規定する監査委員による決算審査を終えた段階であり、同条第3項に規定する議会における決算の認定前である。このことから、実施機関において、この時期における当該文書の開示は条例第7条第4号に該当するという結論に至り、以後、当該文書と同等の文書は決算の議会認定後に開示するよう対応を改めることとした。
- 3 審査請求人は、条例第5条の規定により、実施機関に対し、令和3年7月16日付け、「2020年度（令和2年度）決算審査資料」について開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 4 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、次の文書を（以下「本件公文書」という。）特定した。
 - ・令和2年度決算審査資料その上で、実施機関は、令和3年7月29日、本件公文書の開示をしないという決定（以下「本件処分」という。）を行い、開示をしない理由を次のとおり付けて、審査請求人に通知した。

七ヶ浜町情報公開条例第7条第4号に該当
（理由）議会での決算認定を終わっていないため。
- 5 審査請求人は、令和3年8月2日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分取消し及び本件公文書の全部開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

地方自治法233条第3項の規定に基づき、対応がされていないため

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書で説明している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

本件公文書は地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第1項中「証書類」に該当し、同条第2項中「前項の書類」として監査委員の審査に付されるものであり、「地方公共団体の内部における審議に関する情報」である。

また、決算は地方自治法第233条第6項により、「議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない」とされており、住民に公表されて初めて公にされるものである。監査委員の決算審査過程においては、その積算資料等に修正が入る可能性は否定できない。仮に本件公文書が公開され、その後修正が入り、確定した決算と記載内容が異なるようなことがあれば、「不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ」があると言える。よって本件公文書は、条例第7条第4号に該当する。

第5 弁明書に対する審査請求人の反論

審査請求人が反論書で説明している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

昨年は決算が議会の認定に付される前に「令和元年度決算審査資料」の開示請求を行い、開示された。議会認定前の「決算審査資料」は、議会において説明が充分になされていない事業や予算説明に沿った歳出が容易に確認しやすく、議会での決算審査において充分な審議に大いに役立つものとなる。また、一般町民と議員との意見交換にも役立つ。

地方自治法第233条第3項では、「普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。」とあり、本件公文書は監査委員の審査に付した決算に含まれることから、開示を求めるものである。

また、実施機関の弁明書の中に「監査委員の決算審査手続過程においては、その積算資料等に修正が入る可能性は否定できません」とあり、監査委員による決算審査が終了した後に開示できるものとする。

第6 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「実施機関が保有する情報の一層の開示を図り、もって町の有するその諸活動を町民に説明する責務が全うされるようにするとともに、町民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件公文書について

本件公文書は、地方自治法第233条第2項の規定により、監査委員の決算審査（令和3年7月14日から令和3年7月27日）に付した令和2年度決算審査資料である。

決算審査資料は、町が作成する各種証書類等の合計を記載したものであり、監査委員が決算書と照らし合わせて決算審査を行うためのものである。また、様式や体裁及び記載内容等は規定されておらず、市町村によって内容が異なるものである。

3 条例第7条第4号該当性について

①「地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」について

本件公文書は、上記2で述べた性質を持ち、「地方公共団体の内部における審議、検討に関する情報」と言える。

②「公にすることにより、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの」について

本件公文書は、実施機関の行う決算審査において使用する参考資料に過ぎず、公表することを前提に作成されていない。監査委員が行う決算審査において本件公文書に誤りがあった場合、監査委員は、担当課のヒアリング等により決算書の数字について確認を取れば、本件公文書には修正を加えない可能性がある。これは、監査資料の扱いについて委員に一任されているためであり、この場合、開示対象となる本件公文書は、監査委員による修正が反映されていない文書となる。この本件公文書を議会終了前に開示した場合、議会で議論される決算の内容とは異なる情報（誤った情報）が公にされることになる。

議会に付された決算書と、公にされた決算審査資料の数字に違いがあった場合、議論される数字に認識の齟齬が生じ、「不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ」があると言える。

①及び②より、条例第7条第4号に該当すると認められる。

第7 結論

以上のとおり、実施機関が本件開示請求に対し、非開示決定をした本件処分は、条例第7条第4号に該当するため、妥当である。ただし、決算の議決後であれば、決算審査の全ての手続きを終え、広く決算書の内容が正しいものであると認知されることから、本件公文書を開示す

ることによる混乱が生じるおそれなくなることが見込まれる。このことから、議決された後は本件公文書を開示できるものと判断する。

第8 審査会の経過

年 月 日	処理内容
21. 8. 11	○ 諮問を受けた。
21. 9. 10 (第1回審査会)	○ 事案の審議を行った。
21. 11. 26 (第2回審査会)	○ 事案の審議を行った。
22. 1. 14 (第3回審査会)	○ 事案の審議を行った。
22. 2. 18 (第4回審査会)	○ 事案の審議を行った。